

筑前海区漁業調整委員会指示第195号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、水産資源の繁殖保護を図るため、福岡湾（博多湾）内においてアサリを対象にポンプを使用する漁法に関し、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために当該漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津舟埼を結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

2 禁止事項

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法でアサリを採捕してはならない。

3 指示期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

